



佐野市都市公園の供用開始

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定及び佐野市都市公園条例（平成17年佐野市条例第200号）第2条の規定により、佐野市都市公園の供用開始について公告します。

平成30年12月26日

佐野市長 岡部正英

1. 都市公園の名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
浅沼五橋公園	佐野市浅沼町字村南161番15	0.01ha

2. 都市公園の区域

佐野市都市建設部都市整備課において区域図を一般の縦覧に供します。

3. 供用開始の日

平成30年12月26日